



最近の保稅非違事例について

大阪税関 監視部 保稅總括部門

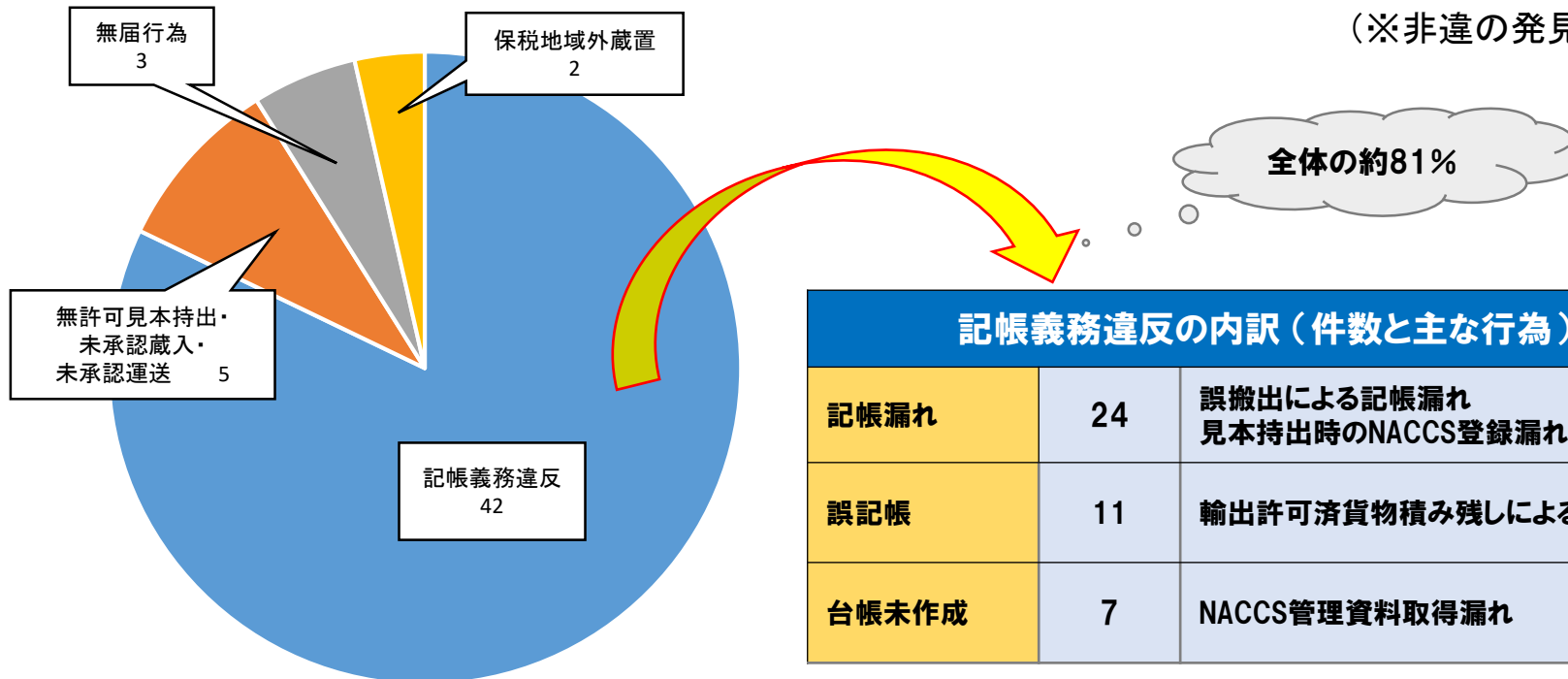
令和2年度

1. 最近の保稅非違件数と非違の傾向

令和元年7月～令和2年6月までの保稅非違件数と内訳

	合計件数	非違の態様			
		記帳義務違反	無許可 未承認行為	無届行為	保稅地域外蔵置
全国 (うち大阪)	52 (4)	42 (3)	5 (1)	3 (0)	2 (0)
搬入停止処分 (うち大阪)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(※非違の発見年月)



記帳義務違反の内訳（件数と主な行為）		
記帳漏れ	24	誤搬出による記帳漏れ 見本持出時のNACCS登録漏れ
誤記帳	11	輸出許可済貨物積み残しによる誤記帳
台帳未作成	7	NACCS管理資料取得漏れ

2. 非違の態様別内容

非 違 態 様	内 容
記帳義務違反 (関税法第34条の2)	① 搬入された輸入許可未済貨物について、作業中の荷崩れにより、別の輸入許可済貨物のパレットに移しかえたため、輸入許可済貨物とともに搬出された。
	② 保税担当者がNACCS管理資料の取得を失念し、また、整備されていた二重チェック機能が形骸化していたため、管理資料の取得もれに気付かず、電磁記録としての保税台帳が未記帳となった。
	③ 見本持出しにかかるNACCS搬出業務処理について、担当者(貨物管理責任者)が作業を失念し、また、二重チェック体制が未整備であったため、処理未了に気付かなかった。
	④ 輸出許可済み貨物のバンニング作業において、作業前の荷揃え作業を怠り、また、作業時のダブルチェックも怠り、さらに、作業終了後の倉庫内確認も怠ったことにより、うち1パレットを積み残した。

非 違 態 様	内 容	
無届収容能力増減 (関税法第44条第1項)	⑤	保税業務検査において、蔵置場の現地確認を行ったところ、税関へ何ら届出することなく、当該蔵置場の一部について、製造設備の設置工事に着手している事実を確認した。
未承認蔵置期間延長 (関税法第43条の2及び 第43条の3第1項)	⑥	保税業務検査において、保税蔵置場に搬入した外国貨物について、蔵入承認を受けることなく3か月を超えて、そのまま蔵置していた。
保税地域外蔵置 (関税法第30条第1項)	⑦	保税業務検査において、在庫貨物確認時に保税地域以外の場所に置かれた貨物があることが判明した。
無許可見本持出 (関税法第32条)	⑧	外国貨物について、見本の一時持出しの許可を受けることなく蔵置場から搬出した。(包括見本持出許可の期間満了後、更新手続きがされない期間があったが、当該期間にも見本持出の実績が確認された。)
未承認保税運送 (関税法第63条第1項)	⑨	保税担当者は、保税運送承認を受けることなく積戻貨物を他の保税蔵置場宛てに運送した。(倉主からの申し出により発覚)

3. その他注意すべき事項

1. 非違が故意に行われたと認められる場合、被許可者（法人である場合はその役員）や主要な従業者（総合責任者や貨物管理責任者等）が非違に関与していると認められる場合は、処分が重くなる可能性があります。

2. 自ら非違が行われた旨の申し出があった場合、社内管理体制を改善する等直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、処分が軽くなる可能性があります。



保稅管理の ポイントについて

大阪税関 監視部 保稅總括部門

令和2年度

保税の基本動作

- ▼ 搬出入時の対査確認
- ▼ 蔵置管理(蔵置期間、区分蔵置・さし札、取り扱い等)
- ▼ 確実・迅速な記帳(NACCSにおける各業務の登録)



- ・搬入・蔵置・搬出の各段階でCPに定められた手続きを確実に実施する
- ・記帳を確実に実施する

保稅業務担当者の注意点（基本編）

・ポイント1 関係書類と貨物の対査確認を徹底

搬入、搬出は倉主の責任に行っていることを自覚

数量、荷姿、記号、番号を確実に対査

対査確認した結果を、確実に記帳担当者を引き継ぐ

保稅業務担当者の注意点(基本編)

・ポイント2 記帳を確実に実施

迅速かつ正確な記帳

引き継いだ内容を正確に記帳(事故貨物通報)

電磁の場合、配信資料を確実に取得、保管

マニュアルの場合、記帳項目が網羅されていることを確認

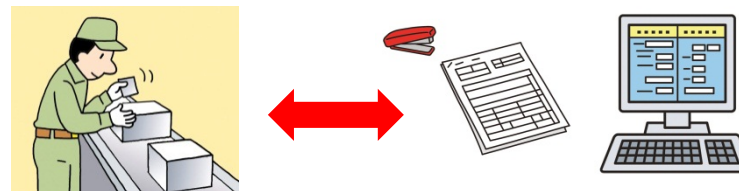
記帳項目にかかる規定

関税法施行令第29条の2

指定保税地域及び保税蔵置場における記帳義務

	区分	記帳事項
1号	外国貨物を搬入した場合	貨物の記号・番号・品名・数量、搬入年月日、船名・入港年月日(最初に搬入する保税地域の場合)、保税運送承認番号(保税運送による搬入貨物の場合)
2号	外国貨物につき、関税法第40条の取扱いを行った場合	貨物の記号・番号・品名・数量、取扱いの種類・内容・年月日・変更の内容
3号	蔵入承認又は蔵入承認を受けずに置くことのできる期間の指定を受けた場合	承認・指定の年月日、承認・指定の番号
4号	輸入の許可を受けた場合	貨物の記号・番号・品名・数量、許可年月日・許可番号
5号	輸入許可前引取りの承認(BP承認)を受けた場合	貨物の記号・番号・品名・数量、承認年月日・承認番号
6号	関税法第32条の許可を受けて外国貨物を見本として一時持ち出した場合	貨物の記号・番号・品名・数量、持出期間・持出先・持出年月日
7号	外国貨物を搬出した場合	貨物の記号・番号・品名・数量、搬出年月日、搬出についての許可又は承認の年月日・許可書又は承認書の番号、積み込もうとする船舶等の船名・出港年月日(外国に向けて送り出す場合)

※「外国貨物」には、輸出しようとする貨物を含む。



保稅業務担当者の注意点（基本編）

- **ポイント3 不審貨物、異常を感じた貨物は、責任者に報告**

不審貨物、荷主の不審行動について報告

自社の社内管理規定や業務マニュアルを確認

保稅業務責任者の注意点(基本編)

- ・ポイント1 保稅業務がCPに沿って行われていることを確認

搬入、蔵置、搬出の作業内容を適宜確認

手順書やマニュアルを適切に管理(更新・周知)

イレギュラー事案への対応

不審貨物については、税関へ通報

保稅業務責任者の注意点（基本編）

- ・ポイント2 保稅台帳が適切に記載、保存されていることを確認

保稅台帳記帳項目を確認

電磁であれば、配信資料の取得、保存を確認
（見本持出しやIS貨物に注意）

（複数チェックの実施）

保稅業務責任者の注意点(基本編)

・ポイント3 保稅研修の実施

教育訓練として、CPに基づき保稅研修を実施(研修記録を管理)

許可手続きが適切に行われているかを確認
(各種変更届や内部監査の提出状況を管理)

保稅蔵置場に係る工事届や保稅蔵置場の管理(線引きや区分)

おわりに

● 人は間違いをします。保税業務も例外ではありません。

「非違」のほとんどはヒューマンエラー。

具体的には、担当者における

▼ 知識不足 ▼ 思込み ▼ 引継不十分 ▼ 連絡ミス・不足

がほとんどを占める。

基本動作の不徹底 が最大の要因。

- ① 貨物管理の「かなめ」である「貨物管理責任者」が、搬入・蔵置・搬出の段階において、**適正かつ確実に関与**することが大事。
- ② **充実した社内研修・教育を継続的**に行うことが有効。
- ③ **厳正な内部監査の実施**が重要。
- ④ **社内環境を如何に活性化できるか**がポイント。



税関に提出する書類について (保税許可関係)

大阪税関 監視部 保税許可部門

令和2年度

NACCSを利用した関係書類の提出

- 貨物の収容能力変更届(増減坪届、工事届) (H01)
- 役員変更届 (H15)
- 主要従業者変更届 (H15)
- 組織図の変更 (H15)
- 内部監査書類の提出 (H15)
- 電磁的記録保存の届出 (H16) 等

これらの届出も、NACCSの汎用申請を利用して税関に提出することができます。

※ 組織図の変更の場合、変更箇所をマークするなどしてお知らせください。

汎用申請について

NACCSの汎用申請(HYS)
申請手続種別コード(「H01」等)
関係書類を添付のうえ
大阪税関本関の場合の宛先⇒(4A)
申請先部門は空欄のまま
記事欄には、ご担当者名、用件、連絡先電話番号をご記載ください。

税関で受理した結果は、NACCSで返信されますので、
プリントアウトし、関係資料とともに保管してください。

The screenshot shows a web application window titled "HYS 汎用申請". The window has a menu bar with "ファイル(F)" and "表示(V)". The main content area is a form with the following fields:

- 申請先税関官署*:
- 申請先部門:
- 申請手続種別*:
- 申請者電話番号:
- 社内整理番号:
- 記事:

保税地域における国際的なオークションやアートフェアの開催について

経緯

- ・ 美術品等の国際的なオークションや、様々なアートギャラリーが一堂に集まり作品を展示販売するアートフェアを開催しようとする動きがある。
- ・ それらは、文化の振興や国際物流・経済の活性化等に繋がるものであることを踏まえ、本件について、保税地域の活用を可能とするもの。

保税地域の活用

○ 保税地域とは

保税地域とは、外国貨物についての蔵置や展示ができる場所である。

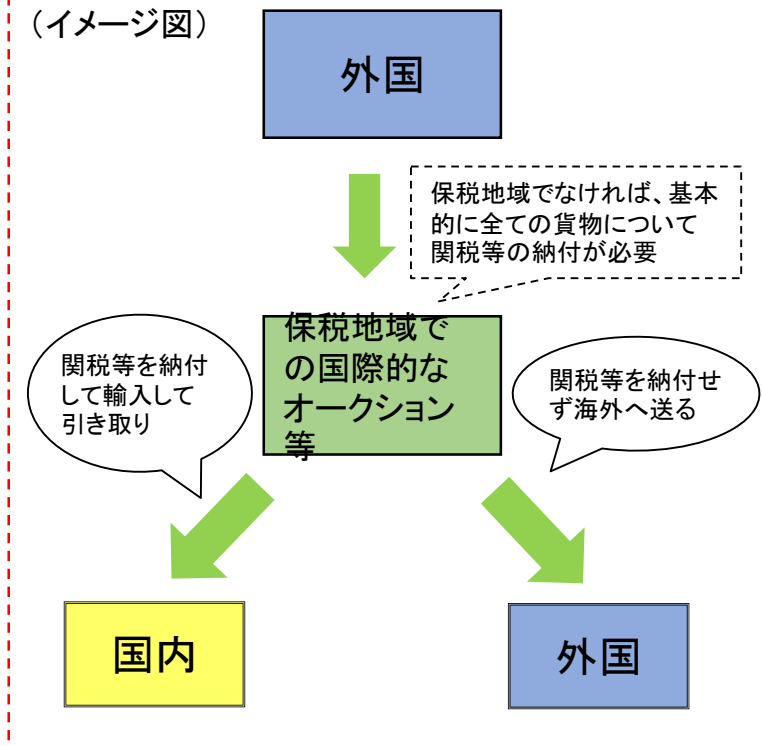
○ 関税等の取扱いについて

保税地域では、関税、内国消費税及び地方消費税を課されることなく外国貨物の蔵置等を行うことができる。

保税地域でのオークションにおいて落札又はアートフェアにおいて販売された外国貨物は、日本国内に引き取られる場合は、外国貨物の輸入となるので、輸入手続きを行い、関税等の納付が必要となる。

一方、外国貨物が輸入されることなく、外国へ送られる場合は、関税等の納付は必要ない。

(イメージ図)



保税地域における国際的なオークションやアートフェアの開催にあたって

国際的なオークションを開催する保税蔵置場

保税蔵置場とは

特定の場所や施設で、外国貨物を置くことができる場所として、税関長が許可する保税地域

保税蔵置場の許可を受けるには

税関に相談の上、申請書類を提出し、審査を受ける

- ①保税蔵置場許可申請書
- ②最近の事業報告書等
- ③保税蔵置場及びその付近の図面
- ④貨物管理に関する社内管理規程(CP) 等

国際的なオークションの開催にあたって

- 貨物の管理
- 入退場者の管理
- 輸入等手続き
(外国貨物の購入の申込みがあった場合、輸入等の必要な手続きを行った後、購入者に引き渡す)
- 国際的な商品取引や積戻しが見込まれる美術品等の保管も可能 等

国際的なアートフェアを開催する保税展示場

保税展示場とは

国際博覧会、見本市等において、外国貨物を展示する会場として使用できる場所として、税関長が許可する保税地域

保税展示場の許可を受けるには

税関に相談の上、申請書類を提出し、審査を受ける

- ①保税展示場許可申請書
- ②保税蔵置場の②~④書類
- ③博覧会等の名称、目的内容、開催期間及び開催者の名称を記載した書類 等
- ※国・地方公共団体の後援等が必要

国際的なアートフェアの開催にあたって

- 貨物の管理
- 輸入等手続き
(展示物品の購入の申込みがあった場合、輸入等の必要な手続きを行った後、購入者に引き渡す) 等

